令和	年		
TJ 1/L	+	月	E

笠間市長 山口 伸樹 様

指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項報告書

氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

1. 水道事業者(他指定を受けている水道事業者及び水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年以内)

受講年月日					【公表	□可	□不可】	
□受 講	(年	月	日受講)				
□未受講	(理由	:)

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

1. 指た個外表色工デデストップの17日										
休業日、営業	時間					【公表	□可	□不可】		
休業	日									
営業	日				営業	時間		: ~	:	
修繕対応時	間	: ~	:							
漏水修繕対応	の可否					【公表	□可	□不可】		
(該当部にレ点	をつけて	ください。詳細な内	容を記入す	ること	も可能です	す。)				
□屋内給水	装置の	修繕(土工事を	半わない)			□宅地内	勺埋設部	の修繕		
□その他()			
対応工事種別(新設・改造等)					【公表	□可	□不可】			
(該当部にレ点	(該当部にレ点をつけてください。)									
・配水管からの分岐 ~ 水道メーター 【 □新設 □改造 】										
・水道メーター ~ 宅内給水装置 【 □新設					新設	□改造	造 】			
その他						【公表	□可	□不可】		
緊急連絡	先(代表	長者携帯等)								
FAX番号				E-	-mail					

※公表にはホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、水道課にその旨を届けるようお願いします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内で直近のもの)

受講者名	研修会名・実施団体	受講年月日

- ・外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※水道法施行規則

- 第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。 (以下抜粋)
 - (4) 給水装置工事主任技術者及びその他給水装置工事に従事する者の<u>給水装置工事の施工技術の向上のために、研修機会を</u> <u>確保するよう努めること。</u>

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

技能(経験)を有する		配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接続、い	資格等を	工事年度	
者の氏名		ずれの経験も有しているか (○・×を記入)		保有している資格等	工事干度

- ・以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。
 - ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
 - ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
 - ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
 - ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

- ・過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にレ点をつけてください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

□「配水管からの分岐 ~ 水道メーター」の工事を施工しないため不要

※水道法施行規則

- 第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。 (以下抜粋)
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合に おいて、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことがで きる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。